

7 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無(清水工場)

No	適用法規等	規制事項・基準及び測定頻度等	該当設備・適用事項等	遵守状況確認 2016年6月1日	備考(△・×に 関するコメント 等)
1	大気汚染防止法	ばい煙発生施設(法2条2項)	第1工場:ガス型小型ボイラー2基 第2工場:ガス型小型ボイラー1基	該当なし	
2	水質汚濁防止法	有害物質使用特定施設(法2 ②⑦、法5 ①) 特定施設(令1、別表1、六十六)の届出 有害物質(令2) 排水基準に適合(法3①、12①、排水基準省令、別表第1) 水質測定と記録の保存(法14-1項、規9条) 事故により有害物質等の排出時応急措置及び届出(法14の2) H24.6改正水濁法に伴う点検及び記録(3年間保存)	電気めつき施設 有害物質:シアン化合物 六価クロム化合物	○	
3	特定工場における 公害防止組織の整 備に関する法律	公害防止統括者(資格不要)の届出(法3の3) 公害防止管理者(法4の3)の届出 水質関係有害物質発生施設(排水量平均1万m ³ /Dで区分) 公害防止管理者代理人(法6)の届出	電気めつき施設 有害物質:シアン化合物 六価クロム化合物 (排水量1万m ³ /D以下)	○	
4	下水道法	特定施設(法12の3、規8、9) 特定施設からの排水を下水道に排出せず、除害施設経由で公共河川に排 出している場合の下水道法の届出などは不要(下水道部下水道維持課に確 認)	第1工場:下水道(但し排水処理 施設の排出、水は公共用水 域) 第2工場:下水道なし 第3工場:下水道 特定施設なし	○	
5	浄化槽法	*新設置後水質検査(法7条令4条) 定期水質検査(法11条) 年1回 保守点検(法8条)回数は令による 清掃(法9条)1回/年	第2工場:合併 30人槽	○	
6	騒音規制法	*特定施設(法2条令1条別表1)の届出 空気圧縮機・送風機(7.5Kw以上) *届出(法6)	第1工場:コンプレッサー 7.5kw 1台、7.5kw以下5台 送風機7.5kw以上3台 第2工場:コンプレッサー 11kw 1台、7.5kw 2台、 7.5kw以下2台 送風機7.5kw 以上2台	○	
7	静岡市告示30号	規制遵守(法5条) 地域指定と規制値 地域指定;第4種区域規制値;昼間: 70dB、朝・夕:65dB、夜間:60dB	-	○	
8	振動規制法	特定施設;(法6、令1、別表1) 圧縮機(7.5KW以上)	第1工場:コンプレッサー 7.5kw 1台、7.5kw以下5台 送風機7.5kw以上3台 第2工場:コンプレッサー 11kw 1台、7.5kw 2台、 7.5kw以下2台 送風機7.5kw 以上2台	○	
9	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	《産業廃棄物》事業者による廃棄物の適正処理(法3条) 収集運搬及び処分の委託(法12③④) 管理表(マニフェスト伝票)の適正管理(法12条の3) 管理表に関する報告書の提出(法12条の6)	廃プラ、廃フィルター、カートリッジ、 活性炭	○	
		《特別管理産業廃棄物》(法2⑤、令2の4 別表1~3) 保管基準(法12の2、規8の13) 収集運搬及び処分の委託(法12の2③④) 管理責任者の設置(法12の2⑥⑦、規8の17)(静岡市届出不要) 帳簿の整備(法12⑩・12の2⑫ 規8の5・8の18) *特別管理産業廃棄物とは 廃油(引火点70℃以下)、廃酸(PH2.0以下) 廃アルカリ(PH12.5以上) *特定有害産業廃棄物とは 以下の物質を含む廃酸廃アルカリ及び汚泥等(鉛及びその化合物、六価クロム化 合物、シアン化合物等)	廃強酸、廃クロム、廃アルカ リ、 廃酸、汚泥、スラッジ	○	
		《事業系一般廃棄物》	市の処分場へ出す廃棄物 事業系一般廃棄物・資源リサイ クル;廃新聞紙、コピー用紙、軍 手、ダンボール、ビン、缶、PETな ど	○	
		廃棄物置場の管理(法12条2項、規8条)	「産業廃棄物保管場所」表示	○	
10	市産業廃棄物の適 正な処理に関する 条例(H21.10.1 施行)	産業廃棄物管理責任者の選任 委託業者先の実地確認 契約時、及び継続は1回/年以上	産業廃棄物全般	○	
11	土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止する場合は、土地の汚染状況を調査、報告 (法3) 但し、その土地を継続使用する場合は、「ただし書きの確認」を申請すれば免 除(規12)	電気めつき施設 第2種特定有害物質: 六価クロム化合物、 シアン化合物	当期間該当 なし	
12	消防法	静岡市火災予防条例(66条) 少量危険物の貯蔵・取扱いの届出;表示版設置 (指定数量未満、1/5以上)灯油;1KL未満200L以上)	No2工場、ストーブ用の灯油 (200L以下で使用)	少量危険物 には該当し ない	

No	適用法規等	規制事項・基準及び測定頻度等	該当設備・適用事項等	遵守状況確認 2015年5月18 日	備考(△・× に関するコ メント等)
13	PRTR法	第1種指定化学物質等取扱事業者(法2⑤、令3,4) (1トン/年以上、特定0.5トン/年以上、従業員21人以上) 第1種指定化学物質(令1、別表1、H21.10.01追加) 特定第1種指定化学物質(令4、ロ) 第2種指定化学物質(令2、別表2、H21.10.01追加) *第1種指定化学物質の排出量などの届出(法5②、規 5,6) *事業者は、物質を譲渡時にMSDSを提供(法14①②、MSDS省令2~6)	クロム及び3価クロム化合物 (68)、6価クロム化合物(69)、 ニッケル(231)、ニッケル化合物 (232)等 (PRTR購入量調査表参照) 新規購入時MSDSを受領し、 情報として利用	○	
14	PCB廃棄物 特別措置法	PCB含有使用済み変圧器などに適用 状況等届出書(年1回:4月~5月末まで)	高圧コンデンサー30K、20K 2台	○	処理手配 済み
15	毒物及び劇物取 締法	業務上取扱者の届出(届出業者) (法22①② 令41、42、規13の12、規18、別記様式18)電気めっき業などが該 当 (非届業者も含む) 毒・劇物物の盗難・紛失・飛散等の防止措置(法11、22④) 毒・劇物の廃棄方法の基準(法15の2)	無機シアン化合物たる毒物 (青化カリ、青化第一錫)多種 の毒劇物・薬品などを使用し ている。管理方法及び廃棄に ついて順法が必要。法令薬品 別台帳参照	○	
16	エネルギーの使用の 合理化に関する法 律(省エネルギー法)	第2種特定事業者(令2)(2010.04.01から事業者ベース) エネルギー使用量(電力、石油、LNGなど)が原油換算 で1500KL以上3000KL未満/年	静岡、浜松 合計で1100KL以 下	該当なし	
17	フロン排出抑制法	業務用エアコン、冷凍機の整備時・廃棄時(法4条、法19条の3) 工程管理制度(メンテナンス:回収依頼書、委託確認書など)の実施(法19の3① ②) ----- すべての業務用冷凍・空調機器(第1種特定機器)を対象に、簡易点検を実 施(3か月に1回以上) 定期点検:エアコン7.5kw以上3年に1回以上	業務用チラー、クーラー 業務用空調機 冷媒としてフロン使用機器 フロン使用の圧縮機 ----- 簡易点検実施	○	
18	家電リサイクル法	特定家庭用機器(エアコン、TV、冷蔵庫、洗濯機)(法2条令1条) 廃棄時:適切な引渡し・料金支払い(法6条)と管理票受領(法43条)	エアコン、TV、冷蔵庫、洗濯機 ----- 廃棄時に対応	本年度該当 なし	
19	静岡県地下水の 採取に関する条 例	条例6条 設備設置届出 揚水量届出(毎年2月末に届出) 「静岡市でも県条例が適用される」	第1工場で取水 届出平均採取量350m ³ /日 口径100mm 能力0.6m ³ /分	○	
20	労働安全衛生法 (労安法) (注意;この一 覧表では、すべ ての労安法関連 の全てをカバー していないので 対応時は法令を 再確認のこと)	衛生管理者の選任(常時50人以上の事業所) (法12条、令4条、規7) 作業環境測定(法65) (令21、別表33、一・二) 特化則関連(特化則 36①) (令21、別表6-2、有機則1二・六)有機則関連	特化則、有機則作業主任者 が必要な作業職場で測定が 必要(業者委託も可能)	○	
		特定化学物質障害予防規則(特化則) 特定化学物質作業主任者の選任(法14、令6 十八、特化則27、別表3) 管理全般(特化則27条~38条)	特化物(別表3)を製造又 は取扱う作業(除く試験研 究)で選任 記録、保存など規制 あり 「クロム酸等」の測定記録は 30年保存(特化則36) 特別管理物質:「クロム酸 等」の作業場には掲示版を (特化則38の3)	○	
		有機溶剤中毒予防規則(有機則) 有機溶剤作業主任者の選任(法14、令6 二十二、有機則19、別表6の2、規2,3) 管理と測定(有機則19条~28条)	有機溶剤(別表6の2.5%以 上)を製造又は取扱う屋内 作業場等での作業 (但し許容消費量以上が対 象で適用の除外がある有機 則19、有機則2,3条の1項) 選任、記録、掲示など規制 あり掲示;有機則24,25)	○	
		化学物質等の有害性等の通知制度(SDS通知制度) (法57の2、令18の2、別表9) *提供者は相手方にSDSを通知する (化学物質購入者がSDSを要求するのが良い) *通知されたSDSは、作業者の見やすい 場所に掲示又は備え付けること等により取扱 う労働者に周知する。(法101)	別表9(1%以上)及び別表 3の1の物質(該当物質が多 いので化学物質を購入時、 購入業者にSDSの要否を確 認するのが良い)	○	
21	悪臭防止法	静岡市告示153号 臭気指数10以下	アモニア水	○	
22	RoHS指令 (SOC4物質) REACH規則	顧客からの要望により対応する。	-	○	

※環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果は、環境経営マニュアルに従い環境法規制等一覧表にて実施し、問題はありませんでした。(2015.05.18実施:古本)

※遵守状況: ○適切 △一部是正要 ×是正要 --当期間該当なし 又は 必要に応じ内容を記載する

※違反、訴訟等の有無は、関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。